

担い手の育成・確保に向けた取組み

やま かわ たくみ
山 川 匠*

工事・業務の品質確保を行うためには、継続的に生産性向上を図っていくことが重要であり、担い手の中長期的な確保・育成に資する取組みを推進する必要がある。本稿では、北陸地方整備局港湾空港部における担い手の確保・育成に資する取組みを紹介する。

1. はじめに

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）は、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成17年4月1日に施行された。

一方、相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待、働き方改革推進による建設業の長時間労働の是正やi-Constructionの推進等による生産性の向上等、新たな課題や取組みに対応するため、令和元年6月に改正された。

2. 総合評価落札方式による取組み

入札・契約手続きに関して、今年度より取組みを開始した事例を紹介する。

1) 業務におけるチャレンジ型の試行

担い手確保に資する地域企業の参加が想定される工事や、その他実績評価の比率を下げることで受注機会の拡大をはかることが望ましい工事については、チャレンジ型の試行（平成25年度～）に取り組んできた。

そして今年度より、業務においても、担い手確保に資する地域企業の参加が想定される測量・調査等において、実績評価の比率を下げることで、受注機会の拡大を図ることが望ましい業務案件については、チャレンジ型の試行に取り組んでいる。

チャレンジ型では、地方整備局の成績や表彰実績を持たない企業の新規参入及び受注機会の確保を図るため技術者の成績・表彰を評価の対象とせず、実施方針に重点を置いた配点として設定している。

試行の対象は、測量・調査における総合評価落札方式の簡易型を対象として取組みを開始した。今後は、総合評価落札方式の標準型やコンサルタント業務への拡大も検討していく必要があると考えている。

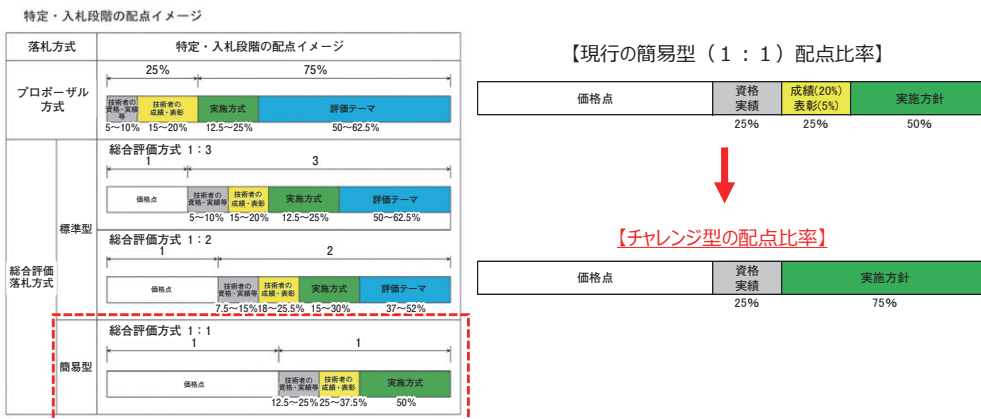


図-1 業務チャレンジ型の配点イメージ

*国土交通省 北陸地方整備局 港湾空港部 品質確保室長

2) 建設ジュニアマスターを評価

平成27年度より、次世代の建設現場の担い手を確保・育成すること及び、建設マスターに達するまでの技術・技能の向上を図ることを目的として、優秀な技術・技能を持ち、今後さらなる活躍が期待される青年技能者の方々を対象として、新たに建設ジュニアマスター（青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰 被顕彰者）が設けられた。

建設ジュニアマスターの顕彰基準は以下のとおり。

- ①技能・技術が優秀であること
- ②工事施工の合理化等に貢献していること
- ③将来その活躍が一層期待されること
- ④安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範となっていること

北陸地方整備局港湾空港部では、令和2年度から建設業の担い手育成の観点で、建設ジュニアマスター資格を顕彰している現場従事者を配置した場合について加点対象とする取り組みを開始した。

3) 総合評価落札方式で継続している取り組み

以上のほかに、経験の少ない配置予定技術者に技術指導者を配置、その技術指導者の実績等を評価する制度の試行にも継続して取り組んでいる。

(1) 若手技術者登用促進型の取り組み

建設業における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が主任（監理）技術者としての現場経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、現場経験の多い技術者（技術指導者）を併せて配置する事により技術の伝承を図る取り組みである（平成30年度～）。

若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり登用の妨げになっている可能性があることから、本取り組みはこれまで実施していた総合評価による加点は行わないこととしている。

代わりに、技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより若手技術者の登用を促進させるものである。

なお、技術指導者の配置の有無に関わらず若手技術者（40歳未満）を配置した際には、工事成績点でも評価を行う。

(2) 業務における若手技術者育成対策

工事の取り組みと同様に、業務における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が管理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、経験の多い技術者（技術指導者）を併せて配置することにより技術の伝承を図る取り組みも行っている（平成30年度～）。

業務においても若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり登用の妨げになっている可能性があることから、技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させるものである。

評価対象は、若手技術者育成のため技術指導者を配置した際に評価するものであり、総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者の実績で評価する。技術者の条件は以下のとおり。

1. 若手技術者（管理技術者）
 - ・基準日（公告日における当該年度の4月1日）において40歳未満の者。
 - ・管理技術者に必要な資格を有する者。
ただし、過去の業務実績は要件としない。
2. 技術指導者
 - ・管理技術者に必要な要件（資格、同種・類似業務実績等）を有する者。
 - ・定期的に配置予定技術者の指導を行うこと（1回/週程度）。
 - ・発注者で行う全ての協議、報告、打合せに出席すること。
 - ・技術指導者は、テクリスにおいて担当技術者として登録すること。

(3) その他の総合評価落札方式での取り組み

若手技術者育成に関する取り組みのほか、育児休業等を考慮した評価対象期間の設定（平成30年度～）や、技術者の地域精通度評価の試行（平成28年度～）も継続して取り組んでいる。

3. 建設現場における取り組み

1) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置

令和2年10月1日付の建設業法改正の施行に伴

い、建設業法第26条3項ただし書きの規定を受ける特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置が取り組まれている。

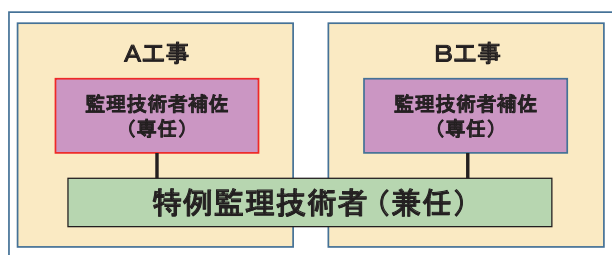


図-2 特例監理技術者の配置イメージ

北陸地方整備局港湾空港部においても、監理技術者の兼務を認める工事として、工事規模や施工範囲等を考慮して以下の運用を適用している。

- ①分任支出負担行為担当官による工事。
- ②技術的難易度がⅡ以下の工事。
- ③監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ④監理技術者の資格を有すること（一級施工管理技士補、一級施工管理技士等）。
- ⑤入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑥同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は同時に2件まで。
- ⑦特例監理技術者が兼務できる工事は同じ地域内（工事ごとに明示）。
- ⑧特例監理技術者は、主要会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等を遂行。
- ⑨特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制を構築。
- ⑩監理技術者補佐が担う業務等について明確にすること。

以上により取り組みを進めているところである。

2) 工事現場における取り組み

学生や若手技術者に対し、建設業への関心の喚起や技術習得の機会を提供する活動を推進している。

原則、全発注工事において、担い手育成活動を実施した工事に対して工事成績評定で評価するものであり、受注者が建設業に将来就く可能性のある者（土木関係の専門学校生、高校生、大学生等）や現場経験の少ない者等を対象とした現場視察・実習や作業

船の操船状況の見学機会等を提供した場合に評価するものである。

なお、受注者（下請を含む）の職員を対象としたものや、単に受注者（下請を含む）への就職を目的としたものは評価の対象としていない。

令和2年度からは新たな取り組みとして担い手育成活動の対象者を拡大しており、土木関係の専門学校生、高校生、大学生等や現場経験の少ない者以外にも、土木に直接関係の無い子供から大学生等の若手を含む場合も対象とする取り組みを開始した。



写真-1 小学生対象の現場見学会

3) 工事現場における環境整備の取り組み

建設業における女性の活躍や若手の入職・定着のため、魅力ある建設現場に向けて女性技術者等が働きやすい職場環境の推進を図っている。

原則、全発注工事を対象に、働きやすい職場環境を整備した工事に対して、工事成績評定で評価している取り組み（平成30年度～）を継続する。

評価の考え方としては女性技術者の配置あり、なしに関わらず、「快適トイレの導入」を実施した工事、かつ、化粧台やシャワー室等の職場環境を整備した工事を評価する。

工事現場においてこれらに取り組んだ場合、工事成績評定の「創意工夫」において評価することとしている。

4. 最後に

本稿では、担い手育成・確保の取り組みとして入札契約の手続き段階、監理技術者制度、工事契約後の取り組みの各段階での取り組みを紹介した。

新たな取り組みに関しては未だ取り組み期間が短く、適用事例は少ないものの、今後も引き続き取り組みを進めることにより、担い手育成・確保に資するものと期待している。

【著者紹介】 山川 匠（やまかわ たくみ）

昭和42年生まれ。昭和60年運輸省第一港湾建設局新潟調査設計事務所採用。北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所先任建設管理官。令和元年同港湾空港部品質検査官等を経て現職。